

令和7年度静岡県地震防災センター庁舎清掃業務委託契約書（案）

静岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が別に定める「令和7年度静岡県地震防災センター庁舎清掃業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第2条 この委託契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託費）

第3条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円）を支払うものとする。

（支払方法）

第4条 乙は、第10条第4項の承認を受けたのちに委託費を請求するものとし、前述の承認を受けた日から10日以内に請求し、甲は、この請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

なお、それぞれの委託料は次のとおりとする。

- （1）上半期分 円
- （2）下半期分 円

（契約の変更）

第5条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第7条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が委託期間中に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。

(3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(4) この契約の締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

(5) 乙が次のアからキまでのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 甲又は乙は、正当な理由により1ヶ月の予告期間をもってこの契約の解除を相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第8条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項第1号から第3号まで又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(委託業務実施計画書の提出)

第9条 乙は、委託業務の実施にあたって、委託業務実施計画書(様式第1号)を作成の上、甲に提出し、承認を受けなければならない。

(処理状況の報告等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況を報告させ、また自らその状況を調査することができる。

2 日常清掃業務について、乙は、毎日の委託業務の実施後、日常清掃作業報告書(様式第2号)に実施状況を記録し、毎週末ごと甲に提出の上、承認を受けなければならない。

3 定期清掃業務について、乙は、委託業務の実施後、定期清掃作業報告書(様式第3号)を甲に提出し、承認を受けなければならない。

4 乙は、上半期及び下半期の委託業務を完了したときは、委託業務完了報告書(様式第4号)を甲に提出して承認を得なければならない。

(委託業務の材料等)

第11条 委託業務に使用する材料等の負担は、すべて乙の負担とし、使用前に甲の点検を受けたものでなければ使用してはならない。

2 甲は、委託業務の実施が仕様書に適合しないものであるときは、乙に対してその作業の手直しを命ずることができる。この場合において、手直しに要する費用は乙の負担とする。

3 乙は、委託業務について、甲が必要に応じて実施する検査を受けなければならない。

(品質管理責任者)

第12条 乙は、清掃品質の確保のため、品質管理責任者を配置し、以下のことについて責任を持たなければならない。

(1) 乙の従業員への委託業務内容及び清掃仕様の周知徹底

(2) 委託業務履行に関する甲との業務連絡及び調整

(3) 甲が必要に応じて実施する検査への立会い、甲が清掃品質の確保がされていないと判断した場合における甲からの改善指示に対する対応、甲への改善報告及び乙の従業員への改善指導(必要に応じて実施する検査には、甲が必要と判断した場合の第三者による検査を含むものとする。)

(4) その他本契約の目的達成に必要な事項

2 甲は、委託業務の履行に関する委託者としての注文、指示等を乙の選任した品質管理責任者に対して行なうものとする。

(法令上の責任)

第13条 乙は、委託業務遂行に当たる乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令によるすべての責任を負うものとする。

(関係法令の遵守)

第14条 乙は、清掃業務に関連するすべての法令を遵守しなければならない。

(職務規律の保持)

第15条 乙は、委託業務に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び作業規律の維持に責任を負うものとする。

2 乙は、乙の定める氏名を明示した制服を着用させ、乙の従業員であることを明確にするものとする。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務を処理する上で知り得た秘密及び県の行政事務に関する事項を第三者に漏らしてはならない。

(臨機の措置)

第17条 乙は、委託業務遂行上特に必要と認めるときは、緊急の措置をとらなければならない。

2 乙は、前項の措置をとったときは、直ちに甲に報告しなければならない。

3 甲は、特に必要と認めるときは、乙に対して所要の措置を指示をすることができる。この場合において、乙は直ちにこれに応じなければならない。

(委託費の処理)

第18条 甲又は乙が第7条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算する。

(合意管轄)

第19条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を所轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第20条 この委託契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和7年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号  
静岡県知事 鈴木 康友

(乙)

白 紙